

## 第7条（損害賠償の制限）

（損害賠償の制限）

第七条 第二条第一項各号に定める事業者は、第三条各号及び前条各号に定める公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができない。

### 1 本条の概要

本条は、法第2条第1項各号に定める事業者は、法第3条各号及び第6条各号に定める公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対し、賠償を請求することができない旨を規定するものである。

### 2 本条の趣旨

法第5条の規定により、法第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対して「不利益な取扱い」をすることが禁止されているところ、損害賠償の支払の請求についても、「不利益な取扱い」に該当するものと解されているものの、法第5条の規定は、損害賠償の支払義務を免責する効果を有するものではない。

実際の裁判においては、法に定める要件を満たす公益通報をしたことによって民事責任を問われることはないと考えられるものの、損害賠償の支払義務の免責を受けるために立証すべき事実が、実体法上明確にされていないため、労働者等にとっては予測可能性が乏しく、通報に消極的になることが考えられる。

そこで、公益通報をしたことによる損害賠償の支払義務の免責について、明文の規定が設けられたものである。

### 3 本条の解釈

#### (1) 損害賠償の請求の主体（不利益な取扱いの主体との差異）

本条は、法第2条第1項各号に定める事業者が賠償を請求することができないこととするものである。

この点、原始法では、法第2条第1項第1号の事業者（以下「1号事業者」という。）及び同項第2号の事業者（以下「2号事業者」という。）を主体とする不利益な取扱いのみが禁止されていた（原始法第5条）。同項第3号の事業者（以下「3号事業者」という。）を不利益な取扱いの主体としていない理由は、原始法の立法当時、主として指揮監督権限があることに伴い行われる不利益な取扱いが念頭に置かれており、1号事業者及び2号事業者は、それぞれ、労働者及び派遣労働者に対し、指揮監督権限があり、指揮監督権限があることに伴う不利益な取扱いを行

うことが想定されるのに対し、3号事業者は労働者に対し指揮監督権限がなく、労働者に対し指揮監督権限があることに伴う不利益な取扱いを行うことが想定されなかったためである。

しかしながら、原始法の制定後、損害賠償請求という形で通報者が報復される事例がみられた。損害賠償請求については、債務不履行に基づく損害賠償請求（民法第415条等）だけではなく、不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条等）も想定されるどころ、不法行為に基づく損害賠償請求は、契約の当事者以外の者に対しても請求できることから、3号事業者や法第2条第1項第4号口の事業者（以下「4号口事業者」という。）との間で直接の契約関係も指揮監督関係もない公益通報者が、3号事業者や4号口事業者から不法行為に基づく損害賠償請求をされることが想定される。

例えば、事業者Aの従業員Bが、事業者Aと事業者Cとの間の請負契約に基づき、事業者Cに役務提供をしていた場合、事業者Cは法第2条第1項第3号の「他の事業者」として法第2条第1項柱書の「役務提供先」に当たり、従業員Bが事業者Cにおいて生じた通報対象事実を通報することは、法第2条第1項柱書の「公益通報」に当たる。この場合、実際に信用毀損により損害を被るのは、従業員Bの雇用主である事業者A（1号事業者）ではなく、事業者C（3号事業者）であることから、事業者Cが従業員Bに対して不法行為に基づき損害賠償請求を行うことが想定される。

そこで、1号事業者及び2号事業者による請求だけでなく、3号事業者及び4号口事業者による請求についても、免責の対象とされている。

なお、3号事業者及び4号口事業者が損害賠償請求という形で公益通報者に報復することを想定しつつも、損害賠償請求に関しては、法第7条により免責されることで保護の効果が得られ、3号事業者及び4号口事業者からその他の不利益な取扱いを受けるおそれはないと考えられることから、3号事業者及び4号口事業者による不利益な取扱いについては、本法により禁止する必要はなく、本法においても不利益な取扱いの主体とされていない。

## **(2) 「公益通報によって損害を受けたことを理由として」**

通報行為により損害を受けた事業者が、通報者に対して、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を追及するためには、通報行為が債務不履行又は不法行為に該当すると主張した上、当該通報行為と損害について因果関係があると主張する必要がある。

「公益通報によって損害を受けたことを理由として」とは、このように事業者が被った損害と因果関係があるとされる通報行為が公益通報に当たる場合に、法第7条の規定による免責の対象となることを意味するものである。

例えば、事業者が、通報者による行政機関や報道機関への情報提供を理由に損害を受けたと主張して損害賠償を請求する場合、通報者においては、当該情報提供が「公益通報」（法第2条第1項）に該当すると主張して、法第7条の規定の適用を求めることとなる。

なお、損害賠償請求をするに当たり、公益通報と因果関係のある損害と共に、公益通報以外の事情により生じた損害についても主張されている場合には、公益通報と因果関係のある損害のみを免責するものである。損害が公益通報と因果関係があるかが争われた場合、その立証責任は通報者が負担することとなる。

### **(3) 「当該公益通報をした公益通報者に対して」**

損害賠償の原因となる行為の違法性が否定される理由は、当該行為が法の要件を満たす公益通報であるためであり、公益通報者以外の者による行為の違法性まで否定される理由はないことから、公益通報による損害賠償からの免責の対象を、当該公益通報をした公益通報者に限定するものである。

### **(4) 「賠償を請求」**

「賠償を請求」とは、不法行為に基づく損害賠償責任（民法第709条）や債務不履行に基づく損害賠償責任（民法第415条）等の、公益通報により被った損害の填補を求める性質の請求を指すものである。

### **(5) 「することができない」**

本条の要件を満たす公益通報について違法性がないことにより、公益通報により生じた損害について、公益通報者が損害賠償責任を負わないことを明確にしている。

なお、公益通報者は、当該損害賠償責任を免れる結果、当該損害賠償責任を負うことを前提とする請求をも免れることになる。例えば、1号事業者である事業者Aに雇用される労働者Xが、3号事業者である事業者Bの通報対象事実について公益通報をしたことにより事業者Bが損害を被り、当該損害を事業者Aが賠償したケースにおいて、法第7条が適用される結果、労働者Xは事業者Aの行為によって責任を免れるという関係は生じないことから、事業者Aが労働者Xに対して民法第715条第3項の規定を根拠に求償することはできない。

## **4 損害賠償請求の要件との関係**

### **(1) 損害賠償請求の要件**

事業者が公益通報をしたことを理由として公益通報者に対して損害賠償請求をする場合は、民法第709条及び第415条並びに会社法第423条第1項の規定を根拠とすることが想定されるどころ、これらの規定に基づく損害賠償責任が成立するためには、

- ① 損害が発生していること
- ② 加害行為、債務不履行又は任務懈怠（以下「加害行為等」という。）があること
- ③ 加害行為等と損害との間に因果関係があること

④ 加害行為等が違法性を有する行為であること

が必要とされる。公益通報をした結果、事業者の名誉毀損等が発生した場合は、上記①から③までを満たすこととなるところ、上記④との関係で、公益通報をする行為が違法性を有するか否かが論点となる。

## (2) 違法性に関する裁判例

民法第709条の規定に基づき不法行為による損害賠償請求がされた裁判例では、損害賠償責任が成立しないための判断基準には、基本的に、

- ① 公表内容が公共の利害に関する事実に関するものであること
- ② 公表が公益目的によるものであること
- ③ 公表内容の主要部分が真実である、又は真実であると信ずるに足りる相当の理由があること
- ④ 公表の手段方法が社会的相当性を逸脱しないこと

を用いている。

これらの判断基準は、いずれも上記（1）④との関係で、行政機関や報道機関といった事業者の外部への通報を「公表」と捉え、当該公表をする行為が違法性を有するか否かを判断する上でのメルクマールを示したものと考えられる。

## (3) 公益通報の検討

### ア 公表内容が公共の利害に関する事実に関するものであること（上記(2)①）

本法の要件を満たす公益通報は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報するものであり（法第2条第1項）、通報対象事実は、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律に規定する罪の犯罪行為の事実等である（法第2条第3項）。

よって、公益通報の内容である通報対象事実については、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護という公共の利害に関する事実に当たり、上記（2）①を満たすものと考えられる。

### イ 公表内容の主要部分が真実である、又は真実であると信ずるに足りる相当の理由があること（上記(2)③）

法第3条各号に定める公益通報のうち、事業者の名誉毀損等が問題となるのは、2号通報及び3号通報である。

2号通報については、原始法第3条第2号の規定により、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることにつき、真実相当性の要件が満たされる場合は、保護の対象とされていたところ、改正法では、真実相当性の要件が満たされていない場合であっても、一定の事項を記載した書面を提出する場合は、保護の対象とすることとされた。すなわち、憶測や伝聞のみに基づ

き当該事項を記載することは困難であることから、当該書面を提出する場合は、真実相当性の要件が満たされている場合と同程度に、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを客観的に示すことができているものと考えられることから、同様に保護することとされたものである。

3号通報については、法第3条第3号の規定により、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることにつき、真実相当性の要件が満たされる場合は、保護の対象とされている。

よって、法第3条第2号又は第3号の要件を満たす公益通報については、その内容である通報対象事実について、真実であると信ずるに足りる相当の理由がある、又はこれと同程度に客観的に示すことができているものであることから、上記（2）③を満たすものと考えられる。

#### **ウ 公表の手段方法が社会的相当性を逸脱しないこと（上記(2)④）**

法第3条第2号又は第3号の要件を満たす公益通報は、法定の通報先に対して、事業者の利益侵害のおそれの程度に配慮して加重された法定の要件を満たした上で、通報をする行為である。

よって、法第3条第2号又は第3号の要件を満たす公益通報については、公表の手段方法が社会的相当性を逸脱するとはいえないことから、上記（2）④を満たすものと考えられる。

#### **エ 公表が公益目的によるものであること（上記(2)②）**

法の要件を満たす公益通報は、「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」でないことが必要とされている（法第2条第1項）。刑法の名誉毀損（刑法第230条及び第230条の2）が「目的が専ら公益を図ること」である場合に違法性を阻却することとしているのに対し、本法が「不正の目的でないこと」を要件としているのは、

- ・ 名誉毀損が「公然と事実を摘示」する、すなわち、不特定多数の者が知り得ることができる状態にすることを要件としているのに対し、本法は、通報先を、事業者内部、権限を有する行政機関等又は報道機関等のその他の外部通報先に限定していること
- ・ 報道機関等のその他の外部通報先への通報については、通報の保護要件を加重していること（法第3条第3号）
- ・ 本法は、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するために、一定の犯罪行為やその他の法令違反行為に限って公益通報を制度化したものであり、通報目的を必要以上に限定することはこの目的との関係上適当でないこと
- ・ 公益通報をする者は様々な事情につき悩んだ末に通報をする 경우가多く、純粋に公益目的だけのために通報がされることを期待するのは非現実的と考えられること

から、刑法の名誉毀損の違法性脱却の要件とされている「専ら公益を図る目的であること」のような厳格な限定は適当ではないと考えられたためである。

よって、本法の要件を満たす公益通報については、上記アからウまでのとおり、上記（2）①、

③及び④を満たすものと考えられるのに対し、上記（2）②を満たすとは限らないものと考えられる。

しかしながら、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するという本法の目的に照らし、本法の体系において公益通報の目的を公益目的に限定することは公益通報の促進上適当でないという立法者の意思が示されており、かつ、公益通報の目的が「不正の目的でないこと」に限定されていることを踏まえると、上記（2）②を満たしていないことのみをもって、法の要件を満たす公益通報をする行為について、違法性を有するものとして、損害賠償責任の成立を肯定することは適当でないものと考えられる。

## ○ 参照条文

[参考]民法（明治29年法律第89号）

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 （略）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（使用者等の責任）

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 （略）

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

（正当防衛及び緊急避難）

第七百二十条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 （略）

[参考]会社法（平成17年法律第86号）

（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）

第四百二十三条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この章において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2～4 （略）

[参考]労働組合法（昭和24年法律第174号）

（損害賠償）

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

## ○ 事業者の外部への情報提供の違法性を否定した裁判例

[参考]東京地裁平成16年7月26日判決（学校法人日本医科大学事件）

労働者（医師）が、勤務先（病院）において医療ミスがあった旨の情報を報道機関に提供し、記者会見において当該情報に関する文書を配布した行為について、勤務先から、当該提供行為により名誉や信用が毀損されたとして、1億円の損害賠償を請求された事例。以下のとおり、情報提供行為は不法行為に当たらない等として損害賠償請求が棄却された。

「被告には、真実と信じることにについて相当な理由があると認められるから、被告の……発言行為、本件インタビュー番組における発言行為及び記者会見における情報提供行為について、被告には故意又は過失が認められず、名誉・信用毀損による不法行為は成立しないというべきである。」

[参考]福岡高判平成19年4月27日判タ1252号285頁

元労働者が、元の勤務先において顧客に対し表示している内容と異なる工程でクリーニングしている事実を、新聞社の記者に明らかにしたところ、元の勤務先から、当該情報提供により社会的評価及び信用が損なわれたとして5500万円の損害賠償を請求された事例。以下のとおり、情報提供は違法ではないとして損害賠償請求が棄却された。

「被控訴人Y1が作成したメモやノートの信憑性を慎重に判断すべきであるとしても、これらが虚偽の内容を記載したものまで認めるに足りる証拠はなく、また、前記のとおり、被控訴人Y1がC記者に対して情報を提供し、それを発端として本件記事が掲載されることになったといえることができるとしても、被控訴人Y1が意図的に控訴人に不利益な虚偽の内容の記事を掲載させようとした事実のもとより、掲載前の本件記事のゲラを同被控訴人がチェックするなどしていたものと認めるべき証拠もないことからすれば、本件記事の内容によって、控訴人に社会的評価の低下等の損害が生じていたとしても、そのことについて、被控訴人Y1に控訴人に対する不法行為が成立するものといえることはできない。

さらに、被控訴人Y1は、C記者に対して自ら見聞きした控訴人の一部工場における実態やマネージャー会議の際のやり取りを伝え、また、同様の体験をしたFを紹介するなどしたに過ぎないともいい得るところであり、控訴人に不利益な真実に反する事実を故意又は過失に基づいて提供するなどした事実を認めるに足りる証拠はない」

[参考]東京地判平成19年11月21日判時1994号59頁

在職中に勤務先の内部書類を複写した上で、退職後に、東京国税局や取引先に情報提供したところ、元の勤務先から、当該情報提供により取引先との契約関係解消等の損害を被ったとして約4400万円の損害賠償を請求された事例。以下のとおり、情報提供は違法ではないとして損害賠償請求が棄却された。

「原告は、被告が原告を害する目的で本件告発を行ったとも主張するが、本件告発は、A社に対して不正請求により本来支払う必要のない工事代金を支払っていることを知らせるものであり、被告は本件告発により何ら経済的利益を受けるものではないこと、自己に有利になる事項を要求してはいないことなどからすれば、その目的は公益目的であると認められる。

## 第7条（損害賠償の制限）

なお、被告は、本件告発状で原告らとの取引解消を要求事項に掲げており、不正請求が事実であることが明らかになれば、A社が原告らとの取引を解消したとしても不思議はない。しかし、原告の代表者らが不正請求に関与している以上、取引先に直接告発をすることが不当であるとはいえないし、これをもって、直ちに原告を害する目的であったとはいえない。また、被告が原告での処遇に不満をもっていたこと、退職後に原告の取引先と自分が取引をする意図であったことなどの原告を害する目的であったことを窺わせる事実を認めるに足りる証拠もない。……

……本件告発の手段・方法については、取引先の代表者に文書と資料を送付するという、比較的穏当な方法によっていること（被告は、A社関係者を名乗って本件告発を行い、ゆうパックの発信者欄にも「A川」という偽名を記載しているが、原告退職後に本件告発を行ったとはいえ、被告自身が本名で告発行為を行った場合に、原告からどのような対応がとられるかを心配して偽名をつかうことも、本件告発の内容や原告が不正請求への関与を否定していることなどからすれば、無理もないことといえ、これをもって、本件告発の手段・方法が不相当とはいえないことを総合すると、本件告発は本件告発内容の主要部分が事実に基づくもので、その目的も公益目的であり、告発の手段・方法も社会的相当性を逸脱するものではないことから、本件告発は正当行為として違法性を阻却されるというべきである。」

[参考]札幌高判平成20年5月16日（上告審：最二小判平成21年10月23日判時1494号1頁、差戻審：札幌高判平成22年5月25日）（札幌市老人ホーム事件）

勤務先が経営する特別養護老人ホームにおいて入所者へ虐待行為が行われている旨を、行政機関や労働組合、新聞社に情報提供をし、報道されたところ、勤務先から、当該通報により信用及び名誉が損なわれたとして1000万円の損害賠償を請求された事例。「本訴の提起は、被上告人らの報道機関に対する情報提供の内容が虚偽のものであることを前提とするものであるところ、その内容はいずれも主たる部分において真実であると認められる」として、情報提供は違法ではないとして、損害賠償請求は棄却された。